

# 高齢者世帯エアコン 【新規購入】費等助成金



## ■助成対象者（次に掲げる条件をすべて満たす世帯）

- (1) 自宅にエアコンが1台もない世帯
- (2) 市内に居住し、筑西市に住民登録があること
- (3) 65歳以上の高齢者のみで構成される世帯

※令和8年度中に65歳になる場合は対象になります。

- (4) 生活保護を受給していない世帯
- (5) 世帯の全員が市税を滞納していないこと
- (6) 借家の場合には、家屋所有者にエアコン設置について承諾を得ていること

※世帯分離していても、65歳未満の人と同居されている場合は対象外となります。

※介護サービス等の提供がある施設に入居している場合は対象外となります。

## ■申請期間

令和8年5月7日(木)～令和9年2月26日(金)

※郵送の場合は申請期限内に必着

## ■助成額

上限5万円 1世帯あたり1回限り

※購入・設置費の合計が5万円に満たない場合は実費分を助成（千円未満切捨て）



## ■対象となるエアコン

- (1) 令和8年4月1日以降に市内の販売店で購入・設置した新品のエアコン

※故障修理は対象外

- (2) 天井・壁・窓枠に固定して設置するルームエアコン、窓型エアコン等

※床置型は対象外

- (3) 1世帯あたり1台まで

【裏面もご覧ください➡】

## ■申請方法

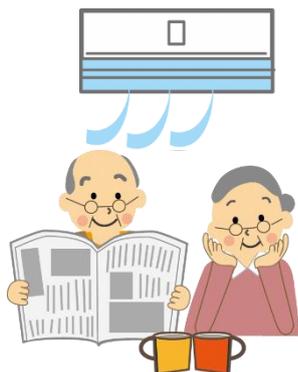
エアコン設置完了後、以下の書類を高齢福祉課へ提出してください。  
申請者は原則、世帯主の方となります。  
郵送での申請も可能です。

## 申請に必要な書類

- ①高齢者世帯エアコン購入費等助成金交付申請書兼請求書（市指定様式）
- ②誓約書兼同意書
- ③領収書の写し（購入日、金額、購入費用の明細、販売店の住所の記載があるもの）
- ④エアコンの設置日が分かる書類の写し
- ⑤設置したエアコン及び室外機を撮影した写真（撮影日が確認できること）
- ⑥助成金振込先の口座が確認できる通帳等の写し（申請者名義の口座に限る）
- ⑦借家の場合は、貸主の承諾書（任意様式）

## ■助成金受取りまでの流れ

- ①市内の販売店でエアコンを購入・設置する（令和8年4月1日以降）
- ②市に申請する
- ③市が申請内容を審査（約2週間）  
**※エアコンの設置状況等について、筑西市が調査することがあります。**
- ④助成の対象であることが確認できれば決定通知書を送付
- ⑤助成金を指定の口座に振込み（約1か月後）



### 【申請・問合せ先】

〒308-0816

筑西市丙360番地

高齢福祉課（本庁舎2階2番窓口）

電話：0296-22-0526（直通）